

○茨城大学就業力育成支援に関する懇談会実施要項

(平成 24 年 12 月 6 日要項第 15 号)

(設置)

第 1 条 茨城大学就業力育成実施専門委員会(以下「専門委員会」という。)の下に、茨城大学就業力育成支援に関する懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 懇談会は、学外の有識者等から茨城大学(以下「本学」という。)の就業力育成支援に関して意見を聴取し、本学の就業力育成について点検・評価を行うとともに、本学の就職支援活動について提言を行うことを目的とする。

(組織)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専門委員会の委員
- (2) 茨城産業会議が推薦する者 若干人
- (3) その他副学長(教育担当)が必要と認めた者 若干人

2 前項第 2 号に掲げる委員は、学長が委嘱し、同項第 3 号に掲げる委員は、学長が任命する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(懇談会)

第 5 条 懇談会は、年 1 回以上開催するものとする。

2 懇談会に議長を置き、委員の互選により定める。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成 24 年 12 月 6 日から実施する。

2 この要項の実施後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。